



鳥取県公報

平成 20 年 5 月 9 日 (金)
号外第 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (37) (くらしの安心推進課) 3
- ◇ 告 示 家畜伝染病予防法による消毒方法の実施の命令 (358) (畜産課) 4

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 公衆衛生上講ずべき措置の基準を定めた規定中、食品に直接接触する作業に従事させないこととする無症状病原体保有者の定義について、条例中引用する法の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行日とする。

条 例

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第3条関係） 1 略 2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理 (1)及び(2) 略 (3) 営業者は、食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法 <u>第6条第11項</u> に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させないこと。 (4)及び(5) 略	別表第1（第3条関係） 1 略 2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理 (1)及び(2) 略 (3) 営業者は、食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法 <u>第6条第10項</u> に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させないこと。 (4)及び(5) 略

附 則

この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）の施行の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第358号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、消毒方法の実施の命令をするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 2 実施する区域
県下全域の養鶏農場（業として鶏を飼養しているものに限るものとし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行うものを除くものとする。）
- 3 実施の期日
平成20年5月13日から同月31日まで
- 4 消毒方法
県の家畜防疫員の指示するところにより、消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布すること。